

令和8年度 エシカル消費実践に係るキャンペーン企画運営・調査研究業務仕様書

1 委託業務名

令和8年度 エシカル消費実践に係るキャンペーン企画運営・調査研究業務

2 委託業務期間

契約締結日から令和9年3月12日（金）まで

3 委託業務の目的、趣旨

本県において、SDGs達成に貢献する「エシカル消費」の認知度向上と実践促進を図るため、キャンペーンによる年間を通じた継続的な啓発を実施するとともに、単なる周知にとどまらず、参加者等の「行動変容（実際の消費行動の変化）」がどのように起きるかを客観的に検証し、今後の本県のエシカル消費推進施策に資する研究成果及び施策提案を得ることを目的とする。

実施にあたっては、県民の生活に密着した民間企業の店舗等をフィールドとして「楽しく学ぶ体験」の提供を中心に、エシカル消費の取組に積極的な事業者と連携したエシカル消費の実践機会を創出するものとする。

※エシカル消費：環境、人や社会、地域に配慮した消費行動のことであり、消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うことを意味する。

4 委託業務内容

(1) キャンペーンの企画・実施

① 実施回数及び実施期間

- ・委託業務期間中に最低3回以上を実施すること。
- ・実施上限回数は設定しない。事業効果が高く、かつ後述する「調査研究データ」が十分に取得できる回数や内容とすること。

② 名称

- ・年間のキャンペーンとして多くの消費者に対して訴求力が期待できるキャンペーンの名称とすること。

③ 実施内容

- ・キャンペーン企画は、主に対面型でのイベント等とし、参画する事業者の県内事業所や店舗で主に若年層をターゲットとしたエシカル消費の訴求と拡散が図られる企画とし、以下条件を満たす内容とすること。

ア キャンペーンには、エシカル消費に対する取組実績を有する県内外の企業へ事業参画を依頼し、参加者に対しエシカル消費に触れる機会を創出する企画であること。

イ キャンペーンの主たる参画企業が県外企業の場合、実施回数の内、1回以上をエシカル消費の普及につながる取組を行う県内事業者・団体も参画する企画内容とすること。

ウ 「エシカル消費自主宣言事業者」以外が参画する場合、宣言につながるよう働きかけを行うこと。

(参考)「エシカル消費自主宣言」について

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/kurashi/shohiseikatsu/5007469/>

エ イベントを契機に、様々な種類のエシカル消費（環境、人・社会、地域など）を知ってもらうための工夫を盛り込むこと。

④ 他イベントとの連携

- ・ 当課が実施する別の委託業務「エシカル消費体験型イベント」と1回以上連動させ、効果的な広報活動を展開すること。
- ・ 事業間の連動にあたっては、別業務の受託者から提供を受ける「共通のロゴマークやキービジュアル等」を使用し、一連の取り組みとしての一体感を視覚的に訴求すること。

(2) キャンペーンの情報及び広報ツールの製作

- ・ 効果的な宣伝広報媒体（特設サイト、宣伝用バナー、ポスター、チラシ、啓発グッズ等）を制作・活用し、キャンペーン広報をとおしてエシカル消費が浸透するような工夫をすること。
- ・ その他、テレビ、新聞、ラジオ、雑誌等のメディアも含め、効果的な広報を展開すること。

(3) 連絡調整、問い合わせ対応

- ・ キャンペーンの内容に応じて、参画事業者等の関係者との連絡調整、資料作成を行うこと。
- ・ キャンペーン参加者等からの問い合わせに適切に対応すること。

(4) 調査研究及び事業成果の検証

- ・当該事業において調査研究及び事業成果の検証を行うこと。調査研究の設計および必須の検証及び調査項目は以下のとおりとする。

検証及び調査項目	詳細内容
1 若年層の手段解析	エシカル消費に関する若年層（徳島県民としても可）の情報収集・情報拡散の手段の解析。
2 行動変容の要因分析	エシカル消費の実践にあたり、県民、事業者が何に影響を受けて行動（変化）をするか（ヒト、モノ、カネ、場所など多角的な要因分析）。

- ・検証及び調査研究の設計、効果的と考えられる検証項目等については、企画提案での設計内容を原案とし、受託者と県で協議の上決定するものとする。
- ・最終成果物として、本調査研究をまとめた「研究レポート」と合わせ、今後の県民等の行動変容に繋がる効果的な施策方針等の提案を作成し、県に提出すること。

(5) 独自の提案

仕様の定めのない内容であっても、本業務の目的にかなうと思われる方法がある場合は、積極的な提案を行うこと。

5 報告書および成果品の作成

受託者は、委託業務終了後、速やかに委託業務完了報告書と合わせて、以下の成果品を提出すること。作成した広報用の素材および記録写真については、電子データ形式で納品すること。

- ・提出期限：令和9年3月12日（金）
- ・提出先：徳島県生活環境部消費者政策課
- ・提出部数：
委託業務完了報告書：1部
事業費精算書：1部
事業実施（実績）報告書（成果品、および調査研究に伴う事業検証結果・施策提案レポートを含む）：1部

6 特記事項

- (1) 費用の積算に当たっては、キャンペーン実施および調査研究に必要な費用一切を見込むとともに、積算の内訳を明確に記載した費用積算内訳書を提出すること。
- (2) 実施スケジュール等を明らかにした事業計画書を作成すること。
- (3) 本業務における成果物の所有権や著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、原則として徳島県に帰属する。ただし、受託者は徳島県の承諾を要することなく、自ら本成果物を自由に利用することができるものとする。
- (4) 受託者等が生来から権利を有していた固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者等に留保するものとし、この場合、徳島県は本業務における成果物に係る権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できることとする。
- (5) 著作権、肖像権等に関して、権利者の承諾が必要な場合は、受託者は必要な権利処理を行うこと。
- (6) 実施内容は県と十分協議しながら事業を進めること。
- (7) 委託者の求めに応じて、随時、業務の進捗及び成果が分かる報告を行うこと。
- (8) 本事業を行う上で、必要となる物品や各種業務については、徳島県内の事業者から優先調達するよう努めること。
- (9) 本業務を遂行する上で知り得た情報は、委託者の承認を得ること無く第三者に漏らしたり、当該業務以外の目的に使用しないこと。委託期間の終了または解除された後についても同様とする。
- (10) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受注者の責任において適切に行うこと。
- (11) 仕様書に無い項目で疑義が生じた場合、その都度委託者と協議を行うこと。
- (12) 本事業の完了時において、受託者から提出された実績報告書に基づき、必要に応じて調査を行い、支払額を確定する。なお、支払額は、契約金額の範囲内であって、実際に支出を要したと認められる費用の合計とする。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類を用意し、令和14年3月31日まで保存すること。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる場合がある。
- (13) 提案された内容はすべてにおいて実施することを確約するものではなく、内容等について双方で調整の上実施することとする。また、事業内容の見直しを図る場合があり、その際は県と受託者で協議を行いながら、随時調整する。